

介護休業対象拡大!!

いつもお世話になっております。

介護休業について、最近よく話題になります。

弊社でも、介護助成金の申請などをさせて頂きました。

今般、介護休業について、利用しやすくするために対象が幅広くなりました。

今年8月から

- 給付金引上げ 現行の賃金の40% → 67%に。
(育児休業と同じ)

来年1月から

- 要介護1以下でも条件に合えば取得できる。
(12項目で判断)
- 祖父母などの扶養、同居要件を廃止。
- 家族1人につきひとつの理由で、休める日数93日を3回まで分割して取得できる。

急な介護、一時的な介護などで仕事を辞めずに続けることができる環境というのは本当にありがたいですね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。